

広報

SHOBARA the public information magazine

# しようばら

2019/July  
No.172

美しく輝く 里山共生都市

## 豪雨災害から1年

## 災害に強いまちづくりをめざして

豪雨災害での経験を教訓に、市内の地域や学校で防災に関する勉強会が行われています。



令和元年度の市政懇談会は、「平成30年7月豪雨の状況と今後の対応について」をテーマとして、市から「平成30年7月豪雨の被災状況および復旧工事の進め方」や「避難所の発令」「避難所の指定」「第1開設避難所の開設と運営」について説明を行い、市民の皆さんと懇談・意見交換を行いました。  
(関連記事：4・5ページ)





- 2 市民のページ
- 3 こうすりや～ええ農
- 4 平成31・令和元年度市政懇談会
- 6 地域防災計画を見直しました
- 9 庄原市成人式  
／まちづくり感謝状候補者募集
- 10 庄原市職員募集《前期》
- 12 プレミアム付商品券発行
- 14 住環境を整える介護保険サービス
- 15 住民告知端末を設置しましょう
- 16 消費生活Q&A  
／安心・安全な毎日のために
- 17 母子保健だより  
／子育て通信あそびっ子
- 18 健康広場
- 19 市政トピックス
- 20 カメラレポート
- 22 お知らせ

### なごみま★ おショット



お子さんの写真を載せてみませんか？

3歳までのお子さんの写真を募集しています。写真(データも可)に、名前(ふりがな)・生年月日・性別・連絡先・子どもへのメッセージを添えて、行政管理課または支所広報担当まで申し込んでください。郵送、メール(koho@city.shobara.lg.jp)でも受け付けます。

## がんばれ！ スポーツ少年団

### ●庄原タグラグビー教室スポーツ少年団

庄原タグラグビー教室スポーツ少年団「庄原ワイルドボアーズ」は、毎週火・金曜日18時30分～20時30分に庄原市総合体育館または、庄原市スポーツ広場で、小学生17人で活動しています。



チーム名のワイルドは「野生」を、ボアは「猪」を意味します。野山を駆け回り、道なき道を自らの力で切り開いていく猪のように、チーム一丸となって勝利を目指し、全国小学生タグラグビー選手権大会で躍動し、東京の決勝大会に進出することを目標に、全員全力で走り込んでいます。とてもマイナーなスポーツですが、とても楽しいスポーツです！体験入部もできます！興味のある方はぜひお越しください！

問い合わせ  
指導者 岸 源己 ☎080-5617-5407

## まちづくりを進める市民活動登録団体 をご紹介します！

市は市内で活動している市民活動団体の登録制度をつくり広く公開しています。市民活動の充実、まちづくりの連携や協働を進めるため情報をお届けします。



広島県立庄原実業高等学校  
農村環境創生研究部

**活動内容** 地域の環境保全と活性化に資する活動  
私たちは、田んぼアート制作を通じて、地域の環境保全および地域を活性化させることを目的に活動しています。本年度は、地元の小学校、中学校、高等学校、大学、地域と連携して「田んぼアート」を行うなど、休耕田や耕作放棄地の活用方法を提案します。

●田んぼアート完成イベント  
とき 7月20日(土)～21日(日)10時～15時  
ところ 庄原市新庄町(庄原消防署横)  
当日は高所作業車から田んぼアートが見られます。お誘いあわせの上、ぜひお越しください。  
詳しくは、7月上旬の折り込みチラシまたはホームページをご覧ください。  
ホームページ <http://www.shobara-h.hiroshima-c.ed.jp>

問い合わせ  
広島県立庄原実業高等学校 環境工学科  
☎0824-72-2151

市民活動団体登録をしませんか？  
市は随時、登録を希望する市民活動団体を募集しています。詳しくは、自治定住課自治振興係(☎0824-73-1209)まで。

## こうすりや～ええ農 vol.28

Agricultural news

このコーナーでは、農業のちょっとしたコツを、市の営農指導員からお知らせします。

### 営農指導員の ワンポイントアドバイス

営農指導員 永奥 肇

#### ヒマワリの栽培

#### 経営上の特性

夏の代表的な花の一つで、近年では新しい品種が発売され、オレンジ色やレモン色のほか、白色や茶褐色など、花色が豊富になってきています。



また、播種から開花までに期間が短いものが多く、最短では45日というような品種もあります。

#### 作型

ヒマワリは、年間を通じて栽培できますが、庄原市では気象や消費の両方から考えて、6月～8月の播種が無難です。

#### 栽培の方法

生育中に水分や肥料分が充分に与えられると茎や葉、花が大きく

なり過ぎて商品価値が大きく低下するため、栽培には肥料分が少なく、乾きやすい場所を選びます。

#### ①播種

播種の間隔は畝幅120センチ、条間は15センチ、株間は12～15センチ程度とします。  
1カ所に2～3粒を播種し、本葉が3枚くらいになるまでに、1本に間引きします。

ヒマワリは間隔をあけすぎると、茎葉や花が大きく育ち過ぎるので、密植気味にしてコンパクトに育てることが大切です。

#### ②肥料

肥料が多いと大きくなり過ぎて品質を落とすので、通常は無肥料で栽培し、葉色などの生育状況を見ながら液肥などで調整します。

#### ③病害虫

▼うどんこ病：葉が白い粉をまぶしたようになります。定期的に薬剤散布することが大切です。  
▼ハダニ類：梅雨明け後、高温乾燥で発生が多くなります。殺ダニ剤で発生初期から防除することが大切です。

問い合わせ  
農業振興課農業振興係  
☎0824・73・1132

## 比婆いざなみ街道物語 第4話

街道沿線に存在するさまざまな資源をシリーズでお伝えする「比婆いざなみ街道物語」。

第4話は街道の始点(終点)となる東城地域にある「比婆道後帝釈国定公園」の魅力に迫ってみます。

**上帝釈を歩こう！**  
帝釈峡の入口では、その名の由来となった「帝釈天」を祀る「永明寺」と朱色の橋が迎えてくれます。溪谷へ続く遊歩道は、足を踏み入れた途端、空気がひんやり。木々が生い茂った小道の横には、帝釈川が流れています。川のせせらぎや、カジカガエルの美しい鳴き声、鳥のさえずりに癒やされながら、周りを見ると、石灰岩で形成された美しい渓谷と、さまざまな山野草が目前に広がります。

**世界有数の天然橋「雄橋」**  
石灰岩が形作る鍾乳洞「白雲洞」や、天然橋「鬼の唐門」など、長い時をかけて自然が作り上げた自然美を堪能しながら歩いていくと、国天然記念物に指定されている「雄橋」に到着。

かつて「雄橋」は生活道として使われていました。橋を見上げるかなりの高さ。高い所を歩くの

**時悠館へ行く！**  
上帝釈には、国指定史跡「寄倉岩陰遺跡」など、石器時代の岩陰遺跡や洞窟遺跡があり、貴重な土器や人骨が多数出土しています。そのような貴重な出土品などを展示しているのが、帝釈峡博物館施設「時悠館」。

古代の人々が、帝釈峡でどのように暮らしていたか、「時悠館」のタイムトンネルを通して1万年以上前の帝釈へ出かけてみませんか。

**問い合わせ**  
いちばんづくり課いちばんづくり係  
☎0824・73・1278



# 平成31・令和元年度 市政懇談会

市が行う政策や事業に対し、市民の皆さんからご意見を伺う市政懇談会を4月22日から5月23日までの間、市内7会場で開催し、各自治振興区の役員をはじめ、延べ333人の皆さんに参加をいただきました。

今回は、「平成30年7月豪雨の状況と今後の対応について」をテーマに懇談・意見交換を行いました。  
参加者の皆さんには熱心かつ貴重なご意見をいただきありがとうございました。  
皆さんから寄せられた提案や意見について検討を進め、今後、災害に強いまちづくりを生かしていきます。  
市政懇談会でいただいた意見の一部を抜粋してお知らせします。



## 平成30年7月豪雨の被災状況および復旧工事の進め方

河川に吊り橋があったが、7月豪雨で流されてしまった。その残骸がいつまでも残っている。早期に撤去を考えていただきたい。  
対象の吊り橋の撤去について、河川管理者である県に要望しており、県で対応していただくようお願いをしています。

## 避難情報の発令

早めの避難行動を促すため、県の防災計画の見直しなどにあわせて、避難情報の発令基準を引き下げることについて説明を行いました。

避難情報が頻繁に発令されると、避難行動につながらなくなるのではないかと、避難情報が発令されるたびに「慣れ」が生じる懸念もありますが、命を守る行動を呼びかけるものであり、安全・確実な避難行動をお願いします。

「雨も降っていないのになぜ警報が発表されるか」との意見がよく出る。エリアを絞って避難情報が出せないか。  
大雨警報は市町単位に発表され、告知端末で強制的に流れる仕組みとなっています。避難情報については、状況に応じて河川別や旧市町単位での発令も考えています。

水位計が設置されていない河川の対応や避難情報の発令はどうなるか。  
水位計については県に要望し、来年度にかけて神野瀬川や田総川などへ設置されることとなっています。また、一級河川は気象庁が発表する。

あらかじめ登録された要支援者2人の協力を得て避難所に移動していただくことを基本としていますが、困難な場合もあると認識しています。こうした場合、自主防災組織の皆さん、さらには消防団に要請をお願いすることとなります。

地域に多くのため池がある。ため池の法律が制定され、県と一緒にため池の見直しを進めるとのことだが、現在分かっている範囲でため池に関することを教えてもらいたい。  
7月豪雨でため池が決壊し、他に市で人的被害が発生したことから、危険度の高いため池については、全て重点ため池に指定していくよう市と県とで見直し作業を進めています。

河川にある堆積土の撤去など、どこに相談すればいいのか。  
市（建設課または各支所）に連絡していただき、一緒に現地を確認して対応していきたいと考えています。

## 避難所の指定

危険区域にある避難所は指定を解除する方針について説明を行いました。

国道が通行止めになり避難所に行けなかった。具体的な避難方法などを考えた上で基準を定め、安心して避難できる場所に避難所をつくってもらいたい。

今回お示した方針で見直しを行った場合、多くの避難所の指定を解除することとなります。このため民間の事業所や福祉施設など、新たな施設を選定し、協定の締結と避難所の指定について協議を進めてまいります。

見直しにより身近な場所から避難所がなくなる。第1開設避難所までは距離があるため、基準を緩和して近くに避難所を設けることはできないか。  
避難所での被災は絶対に避けなければならぬため、土砂災害警戒区域内などに避難所を設けることは適当でないと考えています。避難所までの距離が遠方となる場合なども踏まえ、早めの避難行動を呼びかけることとしています。

避難所の見直しについては、暫定的といわれたが、いつから適用されるのか。  
見直し基準については、今回の市政懇談会でのご意見のほか、今後、地域へ出向いて改めて協議し、最終的な方針や基準は、来年の防災会議で決定します。なお、本年度は暫定的な運用として、危険区域内の施設は避難所として使用しない予定です。

## 第1開設避難所の開設と運営

市が最初に開設する第1開設避難所の運営などについて説明を行いました。

自主防災組織を立ち上げているが、市から連絡もなく連携が取れていない。連携を深めることで避難所の運営も円滑にいくのではないかと。  
自主防災組織は、その規模や形態がさまざまです。市との連携につ



いても整理できていません。今回作成した避難所運営マニュアルに基づき連携に努めたいと考えています。

避難所におけるメンタルヘルスへの対応とペット対策についてはどうなるのか。  
メンタルヘルスについては、市の保健師が各避難所を回り相談対応を行うことを基本としています。また、ペットについては、今回作成した避難所運営マニュアルの中で、一定のルールを示しており、これに基づいて周知することとしています。

地域避難所はどのように開設するのか。また、毛布や食糧の支給はあるのか。  
地域避難所の開設基準は設けていないため、管理者の判断により開設することとなります。なお、毛布・食糧などの備蓄品や資機材の整備については、自主防災組織に対する補助制度（購入の80%補助）を活用いただけますようお願いいたします。

歩行困難な方が避難所へ移動する際、車椅子の対応が難しいと夜間遅い時間などにも対応してもらえないか。何か良い方策はないか。

## その他

要支援者への対応  
歩行困難な方が避難所へ移動する際、車椅子の対応が難しいと夜間遅い時間などにも対応してもらえないか。何か良い方策はないか。



令和元年度 市政懇談会



# 庄原市地域防災計画を見直しました

危機管理課危機管理係 ☎ 0824-73-1206

## ■避難情報の発令基準の引き下げ

洪水や土砂災害の危険度に応じた避難情報の発令基準を引き下げ、早めの避難行動を促します。

### ●見直し後の主な発令基準

#### 【洪水】

①水位観測所が設置され、発令基準を設定している河川（西城川・比和川・成羽川・戸郷川）

水位観測所ごとに設けてある基準水位を発令基準とします。基準水位は、[広島県の防災ホームページ](#)（「[広島県河川防災情報システム](#)」）で確認できます。

②水位観測所や発令基準がない一級河川＜新規の判断基準＞

「洪水警報の危険度分布※」における河川の色を発令基準とします。

※洪水警報の危険度分布とは：洪水発生危険度を、河川ごとに5段階で色分け表示されたもので、[気象庁のホームページ](#)で確認できます。

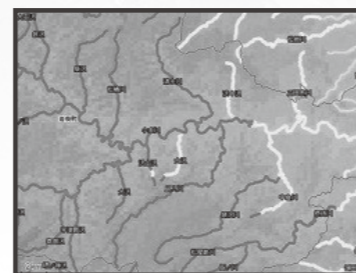
高 危険度 ↓ 低	①水位観測所が設置され、 発令基準を設定している河川		②水位観測所や発令基準が ない一級河川	
	基準水位	見直し後	河川の色	新規
	越水開始水位		濃い紫	
	氾濫危険水位	避難指示	薄い紫	避難指示
	避難判断水位	避難勧告	赤	避難勧告
	氾濫注意水位	避難準備	黄	避難準備
	水防団待機水位		薄い青	

#### 【土砂災害】

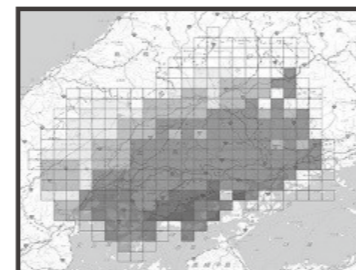
「土砂災害危険度情報※」における区域の色を発令基準とします。

※土砂災害危険度情報とは：土砂災害発生危険度を、5キロメートル四方の区域ごとに6段階で色分け表示されたもので、[NHKのデータ放送](#)や[広島県の防災ホームページ](#)（「[広島県土砂災害危険度情報](#)」）で確認できます。

高 危険度 ↓ 低	区域の色	見直し後
	濃い紫	
	薄い紫	避難指示
	赤	避難勧告
	橙	
	黄	避難準備
	薄い緑	



「洪水警報の危険度分布」  
（気象庁ホームページ）



「土砂災害危険度情報」  
（広島県土砂災害危険度情報ホームページ）

### ●その他

実際の発令は、これらの基準だけではなく、降雨量の予測や気象情報などから、総合的に判断しますので、**基準に達していない場合でも発令する場合があります。**

発令の対象地域は、市内全域のほか、**地域や河川の流域を特定して避難情報を発令する場合があります。**

市民の皆さんの住宅や農地に甚大な被害を生じた昨年7月の豪雨災害から1年が経過しました。市はこの災害を教訓とし、市民の皆さんが安全確実な避難ができるよう、次のとおり地域防災計画の一部を見直しました。

### ■「警戒レベル」の運用

大雨などによる災害の危険度を分かりやすく伝えるため、**避難情報などに加えて5段階の「警戒レベル」をお知らせします。**

### ●警戒レベルの区分

高 危険度 ↓ 低	警戒レベル	避難情報など	とるべき行動
	5	災害発生情報【市が発令】	既に災害が発生しています。命を守るための最善の行動をとってください。
	4	避難指示（緊急）【市が発令】	大至急避難してください。
		避難勧告【市が発令】	すみやかに避難してください。
	3	避難準備・高齢者等避難開始【市が発令】 洪水警報・大雨警報など【気象庁が発表】	避難に時間がかかる方とその支援者は避難してください。その他の方は避難の準備をしてください。
	2	洪水注意報、大雨注意報【気象庁が発表】	避難に備え、自らの避難行動を確認しましょう。
	1	警報級の可能性【気象庁が発表】	災害への心構えを高めましょう。

### ●住民告知端末による情報発信の例（市内全域への避難勧告の場合）

庄原市災害対策本部から、避難情報の発令に関する緊急放送です。

激しい雨により、市内全域の降雨量が土砂災害の基準を超えましたので、**市内全域に「警戒レベル4・避難勧告」**を発令し、避難所を開設しました。

土砂災害の危険区域や河川の流域にお住まいの方、不安のある方は、**すみやかに避難所に避難してください。**なお、避難するときは、服用している薬など、必要なものを持参してください。

●●地域の避難所は、●●●●です。

以上、庄原市災害対策本部から避難情報の発令に関する緊急放送でした。



# 令和元年度 庄原市 成人式

本年度の成人式を次のとおり行います。新成人の皆さんの参加をお待ちしています。  
また、新成人を祝いたい市民の皆さんもご参加ください。

とき 8月15日(木)

【受付】 9時30分～

【式典】 10時～

【記念行事】 10時35分～

【記念撮影】 11時35分～

ところ 庄原市民会館

## 対象者

平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた、市内在住または庄原市出身の人。

## 申し込み

対象者には7月中旬に案内状を送付します。  
ただし、次に該当する人には案内状が送付できませんので、生涯学習課または各支所教育室へ事前にお申し込みください。

- 現在、庄原市に居住しているが、庄原市に住居登録をしていない人
- 庄原市出身で、庄原市以外に住居登録をしている人
- 7月1日以降に庄原市に転入（住民登録）した人

## 問い合わせ

生涯学習課社会教育係  
☎0824・73・1188  
メール syogai-syakai@city.shohara.lg.jp  
または各支所教育室



昨年度の様子

## ■市が指定する避難所

本年度、避難所として指定する基準などについて、改めて地域の皆さんと協議することとしています。

なお、本年度は、土砂災害警戒区域内や最大浸水想定区域内にある施設などは、避難所として使用しない予定です。



## ●第1開設避難所

緊急的な避難に対応し、市が最初に開設する避難所です。自治振興区の区域内に1カ所設けます。  
※今後、地元との協議により、年度内であっても変更する場合があります。

地域名	自治振興区名	施設名	地域名	自治振興区名	施設名
庄原	庄原	庄原自治振興センター 庄原市民会館	東城	小奴可の里	小奴可自治振興センター
				八幡田森	八幡田森自治振興センター
	高	高自治振興センター			
	東城	東城中学校			
	本村	本村自治振興センター			
	久代	久代自治振興センター			
	峰田	峰田自治振興センター			
西城	西城	西城保健福祉センター(しあわせ館)	新坂	三坂南集会所	
			敷信	敷信自治振興センター	
			帝釈	帝釈自治振興センター	
西城	八銚	庄原市西城総合運動公園	口和	口和自治振興センター	
			比和	比和小学校	
西城	八銚	庄原市西城総合運動公園	高野	高野保健福祉センター	
			下高	下高自治振興センター	
西城	八銚	庄原市西城総合運動公園	比和	比和小学校	
			総領	総領自治振興センター	

## ■事前の備えて災害から身を守る

### ○災害関連情報提供ホームページ

日頃から危険な箇所を確認しておいたり、気象情報を収集したりして、災害が発生する危険性をいち早く察知しましょう。

▶広島県防災 Web：さまざまな防災情報を確認できます。  
<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp>



◀気象庁：各種気象情報を確認できます。  
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



▶広島県河川防災情報システム：洪水発生危険度を確認できます。  
<http://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>



◀洪水ポータルひろしま：洪水が発生しやすい場所を確認できます。  
<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>



▶広島県土砂災害危険度情報：土砂災害発生危険度を確認できます。  
<http://www.d-keikai.pref.hiroshima.lg.jp/gyousei/Top.aspx>



◀土砂災害ポータルひろしま：土砂災害が発生しやすい場所を確認できます。  
<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>



## 非常持ち出し品について

事前にできる準備として、非常持ち出し品を詰めたりリュックサックなどを用意しましょう。

- 食料品：飲料水、缶詰、粉ミルクと哺乳瓶(赤ちゃん用)など
- 救急薬品：常備薬、消毒薬など
- 衣料品：衣類、下着、雨具、毛布など
- 貴重品：現金、通帳、印鑑、身分を証明できるものなど
- 日用品：懐中電灯、予備電池、ライターなど
- ラジオ：携帯できるもの

# まちづくり感謝状 候補者募集

市は、市内でまちづくり活動を実践し継続している方に敬意を表して「まちづくり感謝状」を贈呈しています。この感謝状の贈呈にふさわしい候補者の推薦を次のとおり受け付けます。

## ■対象者

平成31年4月1日時点で、おおむね5年以上活動している個人・団体・事業者など。

なお、同一の内容で既に他の表彰などを受けている場合は対象となりませんのでご注意ください。

## ■対象とする活動

市民が幸せに安心して暮らせるまちをつくるための活動および事業(例・清掃や交通安全などのボランティア活動)で、定例行事や業務によらず自発的に行われているもの。

## 【推薦人および賛同者の要件】

▼候補者の親族でないこと。  
▼候補者と同一の団体(住民自治組織を除く)に属していないこと。

## ■その他

審査会を経て、感謝状を贈呈します。副賞はありません。

## ■問い合わせ

自治定住課自治振興係  
☎0824・73・1209

## ■募集方法

8月30日(金)(必着)までに、所



同日実施

令和2年1月1日付採用  
令和2年4月1日付採用

失敗を恐れずに新たな課題に果敢に挑戦していく職員

自律と創造

組織のミッションを理解し、それを実現するための最善の方法を導き出せる職員

経営感覚

自治振興区などを通じた地域活動に積極的に参画し、市民との協働に努める職員

市民起点

●市は次のような職員を求めています。

●採用職種、採用予定人員および応募資格

職種	採用予定人員	応募資格(※)
一般事務職A	若干名	平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
一般事務職B	若干名	
技術職(土木)A	若干名	
技術職(土木)B	若干名	
社会福祉士(事務職)	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人または令和2年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人
保健師	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人または令和2年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人

※一般事務職Bおよび技術職(土木)Bは、令和2年1月1日から勤務が可能。その他の職種は、令和2年4月1日から勤務が可能。

※1受験者につき1職種しか受験できません。  
※社会福祉士、保健師職種は、資格を取得する見込みの人も応募できますが、表中に記載する日までに資格を取得することができない場合は、正式採用される資格を失います。  
※一般事務職、技術職(土木)は、令和2年3月31日までに高等学校を卒業見込みの人も受験可能な採用試験《後期》を、10月20日に実施します。詳細は8月ごろに市ホームページなどでお知らせします。

### ●申込手続

- ①試験案内・申込書の入手方法
- ②配布場所  
総務課職員係、各支所総務室
- ③インターネットの利用  
市ホームページの利用  
市ホームページ (http://www.city.sho-barahiroshima.jp) に掲載中の試験案内から印刷してください。
- ④郵送による請求  
庄原市総務課職員係 (〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号)宛てに返信用封筒を同封してご請求ください。
- ⑤総務課職員係宛ての封筒の表には「試験資料請求」と朱書きしてください。  
返信用封筒(角形2号・縦33・2cm×横24cm)に宛先を明記し、120円切手を貼ってください。
- ⑥提出書類  
申込書に必要事項を記入し、添付書類と併せて総務課職員係へ提出してください。
- ⑦申込受付期間  
7月26日(金)17時15分まで  
郵送の場合は7月26日(金)消印有効

### ●試験の方法

試験は第1次試験、第3次試験とし、第2次試験以降は第1次試験の合格者で行います。

### 【第1次試験】

試験日 8月18日(日)7時45分受付開始  
試験会場 庄原市ふれあいセンター  
(庄原市西本町四丁目5番26号)  
試験科目 教養試験、作文試験、性格特性検査、専門試験(技術職(土木)のみ)  
【第2次試験】

### 試験日 10月上旬

試験内容 集団討論試験  
※第2次試験の詳細は、第1次試験合格者に別途通知します。  
【第3次試験】  
試験日 10月下旬  
試験内容 個別面接試験  
※第3次試験の詳細は、第2次試験合格者に別途通知します。

### ●採用予定年月日

一般事務職Bおよび技術職(土木)B  
令和2年1月1日採用予定  
その他の職種  
令和2年4月1日採用予定

### 問い合わせ

総務課職員係  
0824・73・1122  
※詳しくは、令和元年度庄原市職員採用試験《前期》案内をご覧ください。

職場レポート／さあ、私たちと一緒に働こう！



**栗井 佑輔**  
一般事務職  
自治定住課  
定住推進業務担当  
平成28年4月採用

**仕事紹介**  
庄原市で暮らす方に住み続けてもらうこと、市外に住んでいる方に新たに住んでもらうことを目的とした、住宅の確保支援や結婚支援などの定住施策を担当しています。移住者や移住希望者のサポートにはさまざまな知識が必要ですが、経験豊富な上司や同僚の協力を得ながら取り組んでいます。

**受験する人へ一言**  
皆さんは、市職員の仕事について、どのような印象を持っていますか。職員のやる気が、直接市民の皆さんの生活や地域社会に影響を及ぼすので、責任を感じることも多いですが、やりがいのある仕事です。多様な業務に携わるため、知見を深めながらいろいろなことにチャレンジできる魅力的な仕事だと思います。皆さんを庄原市でお待ちしています。



**山下恵里奈**  
保健師  
保健医療課  
健康増進業務担当  
平成30年4月採用

**仕事紹介**  
主に健康づくりについての業務を担当しています。市民の皆さんに健康についての知識や運動習慣を身につけてもらうために、健康講座やウォーキング教室を計画したり、広報紙やホームページを通して健康づくりについての情報を発信したりしています。市民の皆さんと関わることも多く、皆さんの温かさを感じながら仕事をしています。

**受験する人へ一言**  
入庁して2年目になりますが、まだまだ分からないことが多く、優しい上司や先輩、市民の皆さんに支えられて、日々業務に取り組んでいます。人の優しさや温かさにも恵まれた庄原市で、ぜひ一緒に市民の健康づくりに取り組みましょう。



**山上 誠司**  
技術職(土木)  
建設課  
道路・河川災害復旧業務担当  
平成29年4月採用

**仕事紹介**  
昨年度の西日本豪雨災害により発生した、市道と河川の災害復旧工事の発注と管理を行い、災害から一日でも早く復興できるように努めています。また、月に一度は市道・河川パトロールを行い、危険箇所を早期に発見し、安心して安全な市道・河川の維持・修繕を行っています。

**受験する人へ一言**  
技術職は、自分の仕事が形に残る、達成感を感じられる職種です。また、地域の方から感謝されることも多く、とてもやりがいがあります。業務内容は幅広く、さまざまな経験ができて、職員としてだけでなく、人としても大きく成長できます。豊かな自然に囲まれ、人情の溢れる庄原市で一緒に働き、もっと住みよいまちにしていきましょう！

## 若年職員の 人材育成のための取り組み

庄原市では、新規採用職員の育成を図るため、「新入職員サポーター制度」に取り組んでいます。

この制度は、新規採用職員ごとにサポーター(先輩職員)を選任し、採用後1年間、サポーターが仕事の進め方、勤務態度、服務規律や接遇などの基本的事項について助言するだけでなく、メンタル面のフォローをしたり、人的ネットワークづくりの相談に乗ったりします。そしてサポーターは、自分たちが「後輩を育てる」という意識を持って、新規採用職員に関わります。

この取り組みを通して、教える側、教わる側が、庄原市人材育成基本方針へ掲げる「めざすべき職員像」へ向けて、共に成長することを目指しています。

さあ、あなたも地域のために、市民の皆さんのために、私たちと一緒に働いてみませんか。



## 申請手続

市民税非課税の方で、対象者と思われる方には8月下旬に案内文書を送付します。具体的な申請期間や申請手続についてはそちらをご確認ください。

子育て世帯主については申請の必要はありません。

なお、次に該当する方には案内は送付しませんので、ご自身が対象になると思われる場合は、お問い合わせください。

### ①平成31年1月2日以降に転入した方

▶平成31年1月1日に住民登録していた市町村へお問い合わせください。

### ②未申告により令和元年度の市民税の非課税が確認できない方

▶税務課市民税係または各支所市民生活係にお問い合わせください。

### ③住民票と異なる場所に居住しているなど、送付先が確認できない方

▶事前に送付先をお知らせください。



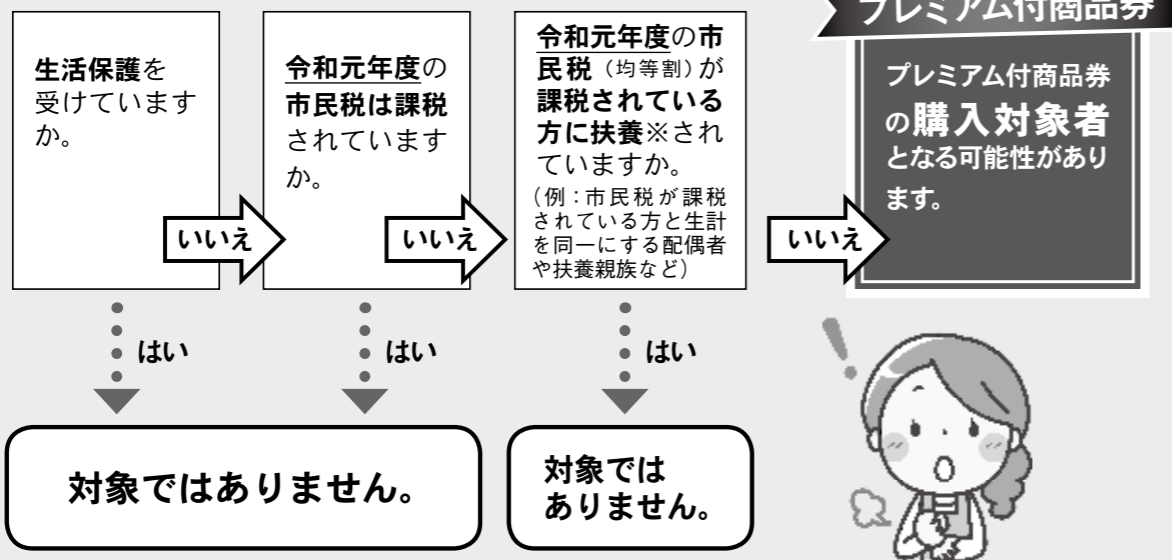
## 詐欺にご注意

「振り込め詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください。

## プレミアム付商品券 対象者決定までの流れ

### 市民税非課税の方

基準日：平成31年1月1日



# プレミアム付商品券を発行します

社会福祉課障害者福祉係 ☎ 0824-73-1210

消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。

## 購入できる方

### ①令和元年度の市民税が課税されていない方

※下記に該当する方などは対象となりません。

ア. 市民税が課税されている方に扶養されている方(生計を同一にする配偶者、扶養親族など)

イ. 生活保護を受けている方

### ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主

両方の要件に該当する方は両方も対象になります



## 制度概要

### ●購入限度額

▶市民税非課税の方(上記①)：1人につき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

▶子育て世帯主(上記②)：対象となる子ども1人につき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

※①の要件に該当する方は申請が必要です。(対象と思われる方に案内文書を送付します。)

※②の要件に該当する方は申請は不要です。(引換券を送付します。)

※①②の両方の要件に該当する方は、それぞれの立場で限度額まで購入できます。

※商品券の購入には、後日市から届く引換券が必要です。

※商品券は5,000円単位で購入することができます。(5,000円分の商品券を4,000円で購入できます。)

※商品券1枚当たりの額面は500円です。

※商品券は庄原市内の商品券使用可能店舗で利用できます。(商品券使用可能店舗については、決まり次第お知らせします。)



## ■支給までの流れ

① 利用者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談し、特定福祉用具販売事業所などを交えて、福祉用具の必要性や品目などの検討をします。

- ▶ ケアマネジャーは、在宅生活を送るために福祉用具の購入が必要である場合は、その理由をケアプランに記載します。
- ▶ 特定福祉用具販売事業所に配置されている「福祉用具専門相談員」（※）は、福祉用具の機能、使用方法、購入費などを説明します。

（※）福祉用具専門相談員は、福祉用具の選び方や使用方法のアドバイスを行う福祉用具の専門家です。福祉用具によっては設置に立ちあい、使い方を教えてくれます。

② 利用者は特定福祉用具販売事業所から福祉用具を購入し、全額を支払って、領収書を受け取ります。

③ 購入費支給申請書に、領収書や福祉用具の概要を記載したパンフレットなどを添えて、市に提出します。

④ 市は申請書一式を審査後、支給決定を行い、利用者に福祉用具購入費を支払います。

福祉用具を上手に使うことで、「自宅で入浴ができる」「トイレにスムーズに行ける」など、自分でできることが増え、自立した生活を実現することができます。

一方で、不適切な機器（用具）を使用すると逆に身体機能が低下する場合があります。福祉用具を購入する場合には、自らの判断で安易に使用せず、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員に相談しましょう。



問い合わせ 高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167

住民告知端末を設置しましょう!!

**月額基本料** 住民告知端末+光インターネット 4210円（消費税別）

**光インターネットとは?** 超高速情報通信網の整備により、市内全域で光回線を利用した超高速で快適なインターネットができます。

**◎特徴**

- ▼ 超高速の通信速度で快適!
- ▼ テレビに接続して映像配信サービス（有料）も利用可能です!
- ▼ スマートフォンなどのWi-Fi接続が可能です!

4月号からシリーズでお知らせしている「住民告知端末」。災害情報などの緊急情報や行政情報など、大切な情報を音声でお伝えするもので、市は、全ての世帯に設置していただくようお願いしています。

今回は、住民告知端末とともに利用可能な光インターネットについてもお知らせします。

**住民告知端末を設置しましょう!!**  
市の初期設定費用負担は  
令和元(2019)年9月30日申請分まで!!

※別途、プロバイダとの契約・料金が必要  
※ひかり電話と合わせて契約する場合は4260円（消費税別）



**今なら初期設定費用などが無料!** 住民告知端末を設置することにより、令和元年9月30日までに申し込めば、初期設定費用など22800円（税別）が無料!

※住民告知端末の設置費用および使用料は無料です。（住民票のある建物への設置で、1回線につき1台まで）  
※無料で設置するには、庄原市に住民票があるなど一定の要件があります。

**問い合わせ**  
行政管理課広報統計係  
☎0824-73-1159  
または各支所総務室

# 在宅生活を支えるために 「住環境を整える介護保険サービス」

## vol.2 福祉用具の購入について

### ■福祉用具購入費支給の目的



介護保険による福祉用具購入費の支給は、利用者が自宅で安心した生活を送ることや介護者の負担軽減を図ることなどを目的としています。

市が利用者の日常生活の自立を助けるために必要であると認めた場合に限り支給されます。

### ■支給対象となる福祉用具

福祉用具購入費の支給対象となる種目は、衛生上の観点から、貸与（レンタル）になじまない入浴や排せつなどに用いるもので、以下の①～⑤となります。

- ① 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- ② 特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）
- ③ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いすなど）
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分

\*広島県の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入した場合のみ対象となります。

\*同一年度で1種目1回に限られています。ただし、破損や介護の必要性が高くなったなど、特別な事情があり、市が必要と認めるときは、同一種目について再び支給されます。



### ■支給対象者

介護保険の要支援または要介護の認定を受けている人

\*「事業対象者」として、通所サービス・訪問サービスのみ利用している人は、介護保険サービスによる福祉用具購入費の支給はできません。希望する場合は、要介護認定が必要です。

### ■支給方法

利用者が購入金額の全額を支払い、その後申請をして介護保険給付分（7割～9割）の支給を受けるという「償還払い」を原則としています。

ただし、支給基準限度額を毎年4月から翌年3月までの1年間に福祉用具購入にかかった費用の10万円までとし、購入金額の10万円を超えた部分は全額利用者負担になります。

**【例】利用者負担1割の人が、合計12万円の福祉用具を購入した場合】**  
支給基準限度額は10万円であるため、10万円の9割（9万円）を支給します。  
10万円を超える部分の2万円と10万円の1割部分の1万円の合計3万円が利用者負担額となります。



# こんな消費者トラブル ありました!

市民生活課市民生活係  
☎0824・73・1154

不要品の買い取りトラブルに注意しましょう

「事業者から『いらぬ靴はないか』という電話があり、訪問を承諾した。訪問してきた担当者に靴を見せて買い取ってもらうことになったが、『指輪やネックレスはないか』と言われた。断わったが『見るだけなので見せてほしい』と言われたため、売る意思はないことを伝えながら見せたところ、『持っているも使わないでしよう』などと説得され、結局、指輪とネックレスを買い取られた。数日経って考え直し、買い取られた品物を返してもらいたい」という、訪問購入によるクーリング・オフに関する相談が寄せられています。



飛び込み勧誘は  
禁止されています!

【不招請勧誘の禁止】  
突然消費者宅を訪問して、物品の買い取りを勧誘(いわゆる「飛び込み勧誘」)は法律で禁止されています。このような勧誘を行う業者は家の中に入れないようにしましょう。

また、しつこい勧誘や買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止されています。このような勧誘を受けるときはきっぱりと断りましょう。

契約後、一定期間は  
物品を引き渡す必要は  
ありません!

【物品の引き渡しの拒絶】

訪問購入にはクーリング・オフ(法定書面交付後、8日間)が設けられていますが、クーリング・オフしても、紛失などにより物品が返還されない場合があります。8日間は物品を手元において、本当に売却して良いか考えましょう。

買い物や契約クーリング・オフに関する  
相談は庄原市消費生活センターへ!

☎0824・73・1228  
平日9時~16時(12時~13時は除く)受付

## 安心・安全な毎日のために

庄原警察署 ☎0824・72・0110

### 広島県夏の交通安全運動の実施

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現しましょう。

期間 7月11日(木)~20日(土)(10日間)

スローガン

危険だよ  
スマホに夢中の  
その君

### ●運動の重点

#### 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

- ①子どもの交通事故防止
- ▼横断歩道は歩行者優先です。
- ▼歩行者がいる場合は一時停止し、歩行者に進路を譲りましょう。
- ▼交差点では飛び出さずに、手前で安全を十分確認しましょう。

#### ②高齢者の交通事故防止

- ▼夜間出歩く時は、遠くから見えやすい明るい服を着用し、ライトや反射材用品を持ち歩くようにしましょう。
- ▼横断歩道が付近にある場所では、横断歩道を利用しましょう。
- ▼横断前に信号の点滅が始まった場合は、次の青信号まで待ちましょう。



#### 飲酒運転の根絶

▼飲酒運転は、悪質な犯罪です。「飲酒量が少ないから大丈夫だと思った」「アルコールは体から抜けていると思った」は、許されません。自分や身近な方が飲酒運転事故の被害に遭うことを想像し、飲酒運転をしない、させない環境をつくり、飲酒運転を根絶しましょう。



#### 自転車の安全利用の推進

▼一時停止の標識がある場合は確実に停車し、信号には必ず従って無理に横断することのないようにしましょう。

▼自転車を運転中の交通事故により、1億円近い賠償金を支払うこととなった事例もあります。

万が一の場合に備えて、自転車保険に加入するようにしましょう。

▼自転車は手軽で便利な道具ですが、同時に人にけがを負わせる凶器にもなります。

運転するときは責任を持ってルールに従い、交通事故のないように安全運転に努めましょう。



## 母子保健 だより

### 西城地域

#### 「早期療育相談」

保健医療課健康推進係  
☎0824・73・1255

今回から、各地域の子育てに関する取り組みをご紹介します。不安になりがちな育児が少しでも楽しくなるよう、各地域でさまざまな取り組みを行っています。ぜひご利用ください。

#### 西城 早期療育相談

西城地域では、4・5カ月の乳児を対象に奇数月第2木曜日の13時30分から、身体測定や離乳食の始め方の説明や、西城市民病院の理学療法士による運動発達相談を実施しています。

4・5カ月の赤ちゃんは、首が据わり寝返りが始まる頃です。運動発達相談では、股関節の開き具合を確認し、もし硬めであれば亜脱臼しないように、股関節を開く抱き方や布の当て方など、日常生活でできる対応方法を理学療法士が指導します。そして、その後の経過を定期的に見ていきます。この時期にしなやかな体づくりをしておくことが、将来股関節・膝関節の痛みを生じさせないという予防につながります。



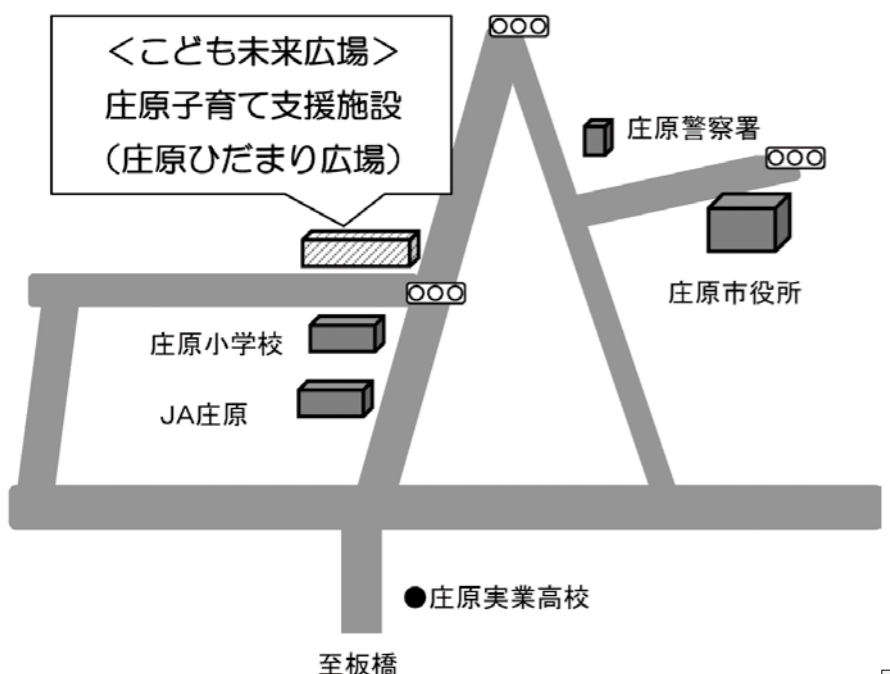
## 子育て通信 あそびっ子

児童福祉課あんしん支援係  
☎0824-73-0051

### 庄原子育て支援施設(庄原ひだまり広場) 移転のお知らせ [7月8日(月)利用開始]

庄原駅舎の改築に伴い移転します。新しい庄原ひだまり広場は、庄原市小児科診療所や庄原市病児病後児保育施設がある、こども未来広場内に整備されました。

住所 西本町二丁目12-8  
開設日 月~土曜日(祝・祭日、第5土曜日を除く)  
開設時間 9時30分~16時  
※開設日や開設時間は今までどおりです。





東城支所

### 地域の生活交通を維持

東城地域廃止代替バスの車両更新



更新する車両と同型の車両

東城町内では、備北交通株の29人乗りのバス4台が、それぞれ「日野原線」「小奴可線」「保田線」「始終線」の4路線、各地域とJR東城駅間を、土日と祝日を除き1日4往復運行していました。

このバス車両の老朽化により、同社は1台を廃止し、新たに2台の四輪駆動10人乗りのバスを整備しますが、内1台は、本年度、市の補助により購入を予定されています。

先駆けて、同社が自費購入した新しい車両が、6月3日から、「始終線」1日3往復、「日野原線」1日1往復運行しています。

これまでの29人乗りのバスと同様に青と白とミントグリーンに塗装され、「PASPY」や「Suica」などのICカードに対応したカードリーダーを搭載しています。(チャージはできません)。

今後、東城の生活交通車両として活躍しますので、ぜひご利用ください。

農業振興課

### ブランド力向上のために

地理的表示保護制度 (GI) に申請中の「比婆牛」が公示!



地理的表示保護制度 (GI) に登録申請している「比婆牛」

あづま葛振興会が、農林水産省に地理的表示保護制度 (GI) の登録申請をしていた「比婆牛」が、5月20日付で公示されました。8月20日までの3カ月間、農林水産省のホームページなどで公示され、その後、学識経験者の意見聴取が行われる予定で、年内の登録を目指しています。

この制度は地域で育まれた農林水産物・食品などの地域ブランドを守るために、平成27年6月1日から始まった国の制度で、次のようなメリットがあります。

①地域ブランド産品として差別化が図られる  
②品質を守るものだけが市場に流通する  
③訴訟などの負担なく自分たちのブランドを守ることができ  
④日本の地域ブランド産品の海外展開に寄与する。

この制度を有効に活用することによって、地域ブランドの適切な保護が可能になり、ブランド力の向上が期待できます。

比和支所

### 記念イベントで笑顔がいっぱい

比和温泉施設あけぼの荘・比和高齢者冬期安心住宅 1周年記念イベント開催



まちなかで気持ちよくノルディックウォーキング

あけぼの荘リニューアル1周年を記念して、5月29日、比和町のまちなかで「ぶらりまちあるき・まちなかノルディックウォーキング」を開催しました。

晴天に恵まれ気持ちの良い気候の中、参加者は自然豊かな比和のまちなかでノルディックウォーキングを楽しみました。

当日は、クロモジなどの山野茶、JA女性部と比和小学校3・4年生による比和そばを使ったクレープと、酒米の甘酒、男性いきいき講座のメンバー6人による野菜たっぷりドライカレーなどが振るまわれました。また、体力診断のコナーもあり、心と体が元気になる、笑顔あふれるイベントとなりました。

今後もあけぼの荘や比和のまちなかから、元気を発信していきます!



あけぼの荘館内の様子



手分けしてカレーをつくる講座のメンバー



小学生のおもてなし

# マナーからルールへ!

## 「健康増進法」が改正され、受動喫煙の防止が強化されます



西城支所地域振興室

専門員 横山美栄子 (写真右)

主任 大前 弥生 (写真左)

平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙の防止が強化されることになりました。

受動喫煙とは、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることです。受動喫煙は、がんや呼吸器の病気などを引き起こす原因となるため問題になっています。法改正により、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



- 「望まない受動喫煙」をなくすことをめざす。
- 受動喫煙による健康への影響が大きい子どもや病気の人などに特に配慮する。
- 施設・場所ごとに喫煙できる場所、できない場所を明らかにする。



この法律が、令和元年7月1日から一部施行され、学校・病院・児童福祉施設・行政機関では敷地内禁煙となりました。(屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場合、喫煙場所を設置することは可能)

また、令和2年4月1日から全面施行され、多数の人が使用する施設(2人以上の人が同時に、または入れ替わり利用する施設)は原則屋内禁煙となります。ただし、喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要です。

さらに、屋外や家庭など喫煙が禁じられていない場所でも、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するなど、周りの人に煙を吸わせないように配慮することになりました。

喫煙できる場所とできない場所を知り、望まない受動喫煙をなくしましょう。





## 初夏の吾妻山を満喫

吾妻山山開き・6/2

No.6

第49回吾妻山山開きが比和町の吾妻山池ノ原で開催され、県内外からの登山客をはじめとした約1,500人が訪れました。

比婆道後帝釈国定公園に指定されている吾妻山は、標高が1,239メートル、同町の最北端の島根県境にあります。この山名は、イザナミノミコトが比婆山に眠る妻イザナミノミコトを、山頂で「ああ、吾が妻よ！」と追慕したことが由来とされています。

地元団体主催の凧揚げ大会やバザーなど、子どもから大人まで楽しめる催しのほか、比和自然科学博物館による草花ウォッチングも同時開催され、来場者は美しい新緑が広がる吾妻山で、楽しい一日を過ごしました。



▲バザーを楽しむ登山客

## 交通事故のない地域をめざして

交通安全テント村・5/14

No.5

春の全国交通安全運動の一環として、口和町永田で交通安全テント村が開催されました。

口南小学校の児童と口和町交通安全対策協議会のメンバーが、児童が作った交通安全標語集と交通安全マスコットが入った封筒を通行するドライバーに手渡し、交通安全を呼び掛けました。高齢ドライバーによる事故の報道が続く中、「悲惨な事故が起こらないように」と思いを込めて、ドライバー一人一人に声を掛けていました。

ドライバーは「いつ事故が起きるか分からない。気を付けてハンドルを握らないといけない」と話していました。



▲テント村の様子

## 自転車事故を防ぐために

交通安全教室・5/13、21、28、6/10

No.2

東城町内の小学校で、交通安全教室が行われました。児童が自転車を安全に利用できるようになるために、東城交番と小奴可駐在所の警察官が指導しました。

児童が自転車を所持し「ぶたはしゃべる」の合言葉の順に、ブレーキ、タイヤ、反射板、車体、ベルの点検をしたほか、信号機などが設置されたグラウンドを実際に走りながら、交差点の渡り方や道路標識、安全な走り方などを学習しました。

また、小奴可小学校と粟田小学校で開催された交通安全教室には、近隣のこども園、保育園の園児も参加しました。横断歩道の渡り方などを小学校児童と一緒に学習し、熱心に練習していました。



▲交差点の渡り方を学習

## 田植えに挑戦

総領保育所 田植え・5/7

No.1

総領町下領家の田んぼで、総領保育所の園児20人が田植え体験をしました。園児と地域住民の世代間交流の場として毎年行われている取り組みで、秋には稲刈り体験や収穫祭も行われる予定です。

昨年は雨で中止になりましたが、今年は晴天に恵まれ、手植えを体験した園児からは「みんなドロドロ!」「冷たくて気持ちいい!」と楽しそうな声が聞こえてきました。年少組園児は応援団になり「頑張れ～」と元気の声援を送っていました。

総領保育所秋山所長は「まわりつく泥が独特な感触で、涙を流す園児もいましたが、上手に植えることができました」と話していました。



▲田植えをする園児たち

## 交通ルールを守って安全に

高齢者交通安全講習会・6/19

No.8

ウシル西城のウシルホールで、高齢者交通安全講習会が行われ、約150人が参加しました。

西城地区が高齢者交通安全モデル地区に選ばれたことに伴う講習会で、西城地区老人クラブ連合会が、住民主体の交通安全活動を促進することを目的に開催しました。

庄原市の交通事故発生状況、バック駐車の重要性、早めのライト点灯や上向きライトの活用などについての講習がありました。また、広島県警察音楽隊による演奏が行われ、参加者は数々の名曲に聴き入りました。

西城地区老人クラブ連合会伊達栄之会長は「交通事故は人生の歯車を狂わせる。交通ルールとマナーを遵守し、交通安全に努めてほしい」と話していました。



▲伊達会長の挨拶の様子

## みんなできれいに

小中合同クリーン大作戦・5/30

No.7

高野小学校と高野中学校の合同行事「クリーン大作戦」が、高野町内4カ所で行われました。

この行事は、児童と生徒と一緒に活動することで交流を深めることや、日頃お世話になっている地域の人に感謝の気持ちを伝えることなどを目的に毎年行われています。

最初に、各グループのリーダー役である中学3年生がスケジュールを説明し、全員が自己紹介をした後、草取りやごみ拾いを開始。初めは緊張していた児童生徒も、作業を進めるうちに打ち解けて終わる頃にはみんな笑顔になっていました。

閉会式で中学校生徒は「きれいになって気持ちがいい。これからも毎年続けていこう」と話していました。



▲暑さに負けず地域貢献

## 3市町で共に応援しよう

庄原市・由宇町・日南市で特産品販売・6/7

No.4

庄原市カーブ応援隊は、広島東洋カーブを通じて交流を深めている宮崎県日南市、山口県岩国市由宇町と、マツダスタジアムで毎年恒例となっている3地区合同特産品販売を行いました。

それぞれ自慢の特産品を持ち寄り、庄原市は庄原焼きや煮込みこんにゃく、アップルパイ、スムージーなどを販売しました。また、庄原市P R O G Oマークキャラクター「ヒバゴン」と日南市、岩国市由宇町のご当地キャラクターが応援に駆けつけ、試合とともに会場を熱く盛り上げました。

来場者からは「3市町の特産品販売を楽しみにしている」という声や、ヒバゴンを見かけて「久しぶり」「かわいい」と喜びの声がたくさん聞こえてきました。



▲会場は試合とともに盛り上がりを見せた

## 収穫を楽しみに

中学校・保育所交流 さつま芋の苗植え・6/6

No.3

西城保育所近くの畑で、さつま芋の苗植え交流会が行われ、西城中学校1年生26人と西城保育所園児26人が参加しました。異なる世代との触れ合いや、関わり方の工夫を学ぶとともに、保育と教育のつながりを作ることを目的に開催されています。

中学生と園児は、保育所から芋畑まで手をつないで移動し、JA庄原の職員に苗の植え方を教わりながら、約150本の苗を植えました。

参加した中学生は「これまで小さな子どもと触れ合うことがなかったので、分かりやすい話し方を心掛けた」「普段できない新鮮な交流ができた」「上手に植えられたことを褒めると喜んでくれてうれしかった」と話していました。



▲協力して苗を植えている様子



悩みごと、心配ごと、  
お困りごとなど、  
お気軽にご相談を

# あなたの相談をお受けします

各種相談	とき	ところ	備考	問い合わせ
定期巡回相談	庄原 8月15日(休)10時～16時	児童福祉課あんしん支援係	広島県北部子ども家庭センターによる相談。1週間前までに予約。	児童福祉課あんしん支援係 ☎0824-73-0051
	東城 8月8日(休)10時～16時	東城支所		東城支所保健福祉係 ☎08477-2-5131
人権相談	庄原 8月6日(火)・20日(火)13時30分～16時30分	庄原市ふれあいセンター	人権擁護委員	三次人権擁護委員協議会 ☎0824-62-2572
	東城 8月1日(休)13時30分～15時30分	東城ふれあいセンター		
	高野 8月6日(火)13時～15時	高野支所		
	総領 8月14日(休)9時～11時	総領保健福祉センター		
行政相談	庄原 8月15日(休)13時～15時	庄原市ふれあいセンター	行政相談委員	市民生活課市民生活係 ☎0824-73-1154
	西城 8月15日(休)13時30分～15時30分	西城支所		西城支所市民生活係 ☎0824-82-2124
	口和 7月25日(休)13時30分～15時30分	口和保健福祉センター		口和支所市民生活係 ☎0824-87-2112
	高野 8月6日(火)13時～15時	高野支所		高野支所市民生活係 ☎0824-86-2115
	総領 8月14日(休)9時～11時	総領保健福祉センター		総領支所市民生活係 ☎0824-88-3063
法律相談	比和 7月26日(金)13時～16時	比和自治振興センター	広島弁護士会による無料相談。要予約。	広島弁護士会 ☎0120-969-214
	西城 8月9日(金)13時～16時	西城自治振興センター		
生活安全相談	毎週月～金(祝日・年末年始除く)9時～12時、13時～15時45分	市民生活課市民生活係 東城支所市民生活係	生活安全相談員	市民生活課市民生活係 ☎0824-73-1244 東城支所市民生活係 ☎08477-2-5121
家庭児童相談	毎週月～金(祝日・年末年始除く)9時～15時45分	児童福祉課あんしん支援係	家庭児童相談員	家庭児童相談専用 ☎0824-73-1243
消費生活相談	毎週月～金(祝日・年末年始除く)9時～12時、13時～16時	市民生活課市民生活係内 庄原市消費生活センター	消費生活相談員	庄原市消費生活センター ☎0824-73-1228 市民生活課市民生活係 ☎0824-73-1154
学校での体罰・ハラスメント相談	随時	教育指導課学事係(各学校でも受け付け)	プライバシーの保護、秘密保持を徹底します。	教育指導課学事係 ☎0824-73-1183
認知症カフェ	庄原 「とんぼ」8月6日(火)・20日(火)13時30分～15時	庄原ショッピングセンタージョイフル2階	相談・情報交換参加費1000円	高齢者福祉課地域包括支援センター係 ☎0824-73-1165
	西城 「コスモスカフェ」8月1日(休)13時30分～15時	西城保健福祉センター(しあわせ館)		西城支所保健福祉係 ☎0824-82-2202
	東城 「おれんじカフェ・ええ塩梅」7月23日(火)13時30分～15時	東城支所		東城支所保健福祉係 ☎08477-2-5131
身体障害者補装具判定会	聴覚 8月20日(火)13時～14時	広島県三次庁舎第3庁舎2階 三次市十日市東4-6-1	一週間前までに要予約	社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210
障害者相談員定期相談会	庄原 8月19日(月)13時30分～15時30分	庄原市ふれあいセンター	身体	社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210
	口和 7月22日(月)9時～12時	口和自治振興センター	身体・知的	
	比和 7月24日(水)9時～12時	口和保健福祉センター	身体・知的	
心の健康相談	8月20日(火)13時～14時30分	広島県北部保健所 三次市十日市東4-6-1	精神科医師による無料相談。事前予約が必要。	広島県北部保健所保健課 ☎0824-63-5185

※日程は都合により変更になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

母子保健事業 ●保健医療課健康推進係 ☎0824-73-1255				
事業名	とき	ところ	持ってくるもの	備考
母子健康手帳交付	7月29日(月)・8月5日(月)・19日(月)8時30分～17時15分	保健医療課	特になし	支所は随時(事前連絡必要)※手続きには約30分を要します。
育児相談	8月13日(火)10時～12時	庄原ひだまり広場(庄原子ども未来広場内)	母子健康手帳	支所でも実施(詳細はお問い合わせください)

## 催し

### 第54回庄原市少年少女水泳記録会

市内19校の小学5・6年生が参加し、背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライ、自由形、200mリレー、メドレーリレーで自己最高記録・チーム最高記録に挑戦します。本年で54回目となる歴史ある大会です。

昨年大会記録が誕生し、大変盛り上がりのある大会となりました。本年も多くの子どもの参加と一生懸命に競技する選手への声援をお願いします。

とき 7月26日(金) 8時30分開会予定  
ところ 西城温水プール「水夢」  
問い合わせ 教育指導課指導係 ☎0824・73・1184

### 三次看護専門学校 オープンスクール

看護教育の内容や学生生活の様子など、本校の魅力をお伝えするため、オープンスクールの開催します。

とき 8月2日(金) 13時～15時30分  
※12時30分受け付け開始

## ところ

広島県立三次看護専門学校 (三次市東酒屋町10518・1)

**対象** 中学生、高校生、社会人、准看護師、准看護学生など、看護に興味のある方  
**内容** 教育内容の説明のほか、校内見学、講義受講体験、個別相談などを行います。  
看護技術体験として、身体観察用シミュレーターを用いた観察体験、血圧測定、手浴、新生児の沐浴、注射法などを行います。

展示コーナーには、学生生活、入学試験過去問題、テキストなどを準備しています。  
※事前申し込みは不要です。  
問い合わせ 広島県立三次看護専門学校 ☎0824・62・5141 FAX0824・62・0954

## 募集

### 東京2020オリンピック 聖火ランナー

実施日および通過市町 ▼令和2年5月18日(月) 三次市→庄原市→東広島市→呉市→坂町→広島市 ▼令和2年5月19日(火) 廿日市市→海田町→三原市→

## 尾道市→府中市→福山市

**内容** ▼聖火がともされたトーチを持ち、約200メートルを各自のペースで走行します。

▼ランナーの走行場所などは、東京2020組織委員会が別途指定します。  
▼東京2020組織委員会が支給するユニフォームを着用して走行します。  
**公募人数** 23人(23市町ごとに、各1人を選考)  
**応募要件(主なもの)** ▼平成20年4月1日以前に生まれた方(令和2年3月1日時点で18歳未満の方は、保護者の同意が必要)  
▼県内23市町のいずれかに、ゆかりのある方(現時点または過去に居住していた、現時点で所属している職場や学校がある、家族や親戚が居住している、過去に活動したことがある など)

▼国籍・性別は問わない  
▼参加料は無料(集合場所までの交通費・宿泊費は自己負担)  
**募集期間** 8月31日(土)まで  
**応募方法** 次の方法により、応募してください。

## 備北地区消防組合 消防吏員

**募集人員** 若干名  
**受験資格** 平成7年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人  
**試験日および場所** 【第一次試験】9月22日(日) 備北地区消防組合消防本部大会議室  
※第二次試験については第一

## 次試験合格者に通知 試験内容

【第一次試験】 教養・適性検査・作文・体力測定  
【第二次試験】 個人面接  
**申込受付期間** 8月1日(木)～23日(金)  
※募集要項は備北地区消防組合各消防署で直接入手するか、備北地区消防組合ホームページ(<http://www.119-bhoku.jp/>)からダウンロードしてください。  
**申し込み・問い合わせ** 備北地区消防組合消防本部総務課 ☎0824・63・9573

## 海上保安官

●海上保安官学校学生  
**募集人数** 約340人  
**受験資格** 4月1日において高等学校などを卒業した日の翌日から起算して5年を経過していない方または令和2年3月までに高等学校などを卒業する見込みの方  
**受付期間** 【インターネットを利用して申し込む場合】7月16日(火)～7月25日(木)



国営備北丘陵公園 だより



夏休みの思い出づくりや自由研究にぴったりのイベントが盛りだくさん!

「備北夏まつり」

7月13日(土)～8月25日(日)

備北公園管理センター ☎ 0824-72-7000 (http://www.bihoku-park.go.jp/)

タイタンピカス (開花) 7月下旬～9月下旬 ※約2,000株 【ところ】 みのりの里 第2駐車場付近



カブトムシドーム



ジャブジャブ池



竹の遊具づくり

中国地方最大級!! カブトムシドーム 子どもたちだけでなく大人にも大人気のカブトムシドームがオープンしました。そして、ことしもドーム内に「クワガタハウス」が登場します。このドームの最大の特徴は、間近にいるカブトムシやクワガタムシに触れて観察できることです。虫たちの力強い動きを体感し身近な自然を実感してください。

園内で水遊び!! ことしも公園内にはいろいろな水遊びエリアが登場!! 「ジャブジャブ池」は園内のキャンプ場にある、夏の大人気水遊びスポットです。キャンプ場利用者だけでなく、公園利用者も利用できます。キャンプ場内に専用駐車場もあるので、ぜひご利用ください。

夏の楽しみ「竹の遊具づくり」 竹の水鉄砲や竹とんぼを作って遊べる体験です。 とき 7月20日(土)・21日(日)・27日(土)・28日(日) 9時30分～17時 (受け付けは16時まで) ところ さとやま屋敷

「夏の楽しみ」 わらび餅づくり みのりの里では昔懐かしい体験がいっぱい!! とき 7月13日(土)～15日(月・祝) 9時30分～17時 (受け付けは16時まで) ところ 上の農家

「夏のお菓子づくり」 備北オートビレッジ とき 7月27日(土)・28日(日) 9時30分～17時 (受け付けは16時まで) ところ 上の農家

※イベントの詳細は、電話または公園ホームページにてお問い合わせください。

【郵送・持参の場合】 7月16日(火)～18日(木) 試験期日 【1次試験】 9月22日(日) 【2次試験】 10月15日(火)～24日(木) ●海上保安大学校学生 募集人数 約60人 受験資格 4月1日において高等学校などを卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない方または令和2年3月までに高等学校などを卒業する見込みの方 受付期間 【インターネットを利用して申し込む場合】 8月22日(木)～9月2日(月) 【郵送・持参の場合】 8月22日(木)～26日(月) 試験期日 【1次試験】 10月26日(土)・27日(日) 【2次試験】 12月13日(金) 【その他】 海上保安学校は一般職員を、海上保安大学校は幹部を養成する教育機関で、在学期間中は給与が支給されず。詳細については人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報ナビ」または「職員採用/学生採用」でご確認ください。

問い合わせ 第六管区海上保安本部総務部 人事課 ☎ 082・251・5111 庄原市斎場(和の丘)の利用について 和の丘が全部供用開始となり3カ月が経過しました。皆さんから、問い合わせの多かった事項についてシリーズでお答えします。 ▼施設の運営について 和の丘は、火葬を行うための施設であり、併せて式場や待合室などの会場をお貸しすることができません。 管理運営は、民間会社に委託していますが、この会社は、葬儀の運営や食事のあつせんを行うことはありません。 ▼葬儀の運営について 葬儀については、ご当家で手配してください。 なお、市が葬儀の運営などについて個別に葬祭事業者を指定することはありません。 ▼会員となる必要があるか 和の丘はどなたでも利用できる施設です。市は会員登録制度を設けていません。

問い合わせ 市民生活課市民生活係 ☎ 0824・73・1154 高齢者の在宅介護を支援します 重度の介護が必要な高齢者を在宅で介護している方に、慰労金を支給します。 ▼介護慰労金 介護対象者 市内に住所があり、次の要件全てに該当する高齢者と同居し、在宅で介護している方 【在宅高齢者の要件】 ①市内に住所があり、居住している ②要介護4または5の認定を受けている ③在宅で介護が必要な状態にある ▼支給額 在宅高齢者1人につき、月額5千円 ※月の初日から終わりまで入院、入所していた月は除きます。 ※支給は原則6カ月ごとです。 ▼申請の時期 8月および2月 特別介護慰労金 支給対象者 市内に住所があり、申請書の提出年度の市民税が非課税の世帯であって、次の要件全

てに該当する高齢者と同居し、在宅で介護している方。 【在宅高齢者の要件】 ①介護慰労金の要件に該当する ②原則1年間、介護保険サービスを利用していない ▼支給額 在宅高齢者1人につき、月額10万円 ▼申請の時期 随時(介護サービスを利用しなかった期間が1年間に達した日から起算して1年以内申請) ▼申請について いずれの慰労金も、申請書に居宅介護支援事業者などの確認印が必要です。申請に当たっては、担当の居宅介護支援事業者にご相談ください。 ※申請書類は次の申請窓口のほか、市内の居宅介護支援事業所にあります。 申請窓口・問い合わせ 高齢者福祉課介護保険係 ☎ 0824・73・1167 または各支所地域振興室・市民生活室

効期限が切れま。 8月1日(休)から有効となる新しい保険証を、7月下旬に「水色の封筒」で世帯主宛てにまとめてお送りします。人数の多い世帯(被保険者が5人以上)は、封筒が複数になりますのでご注意ください。 8月1日以降に医療機関などで受診する際は、新しい保険証をご使用ください。また、有効期限の切れた保険証は使用できませんので、破棄してください。 新しい保険証が届いた方で、他の健康保険に加入している方は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。市民生活課戸籍住民係または各支所地域振興室・市民生活室で手続きをしてください。 問い合わせ 保健医療課国保年金係 ☎ 0824・73・1158 または各支所地域振興室・市民生活室 庄原赤十字病院の休診 8月15日(休)は休診となります。 問い合わせ 庄原赤十字病院総務課 ☎ 0824・72・3111

相続空き家問題、成年後見等でお困りの方、あなたの世代で解決しましたか? 業務のご案内 ●不動産の名義変更 ●成年後見 ●相続登記・遺言 ●会社の登記 ●借金の整理 ●簡易裁判所訴訟代理等 ●詳しくはホームページに記載しています。 庄原 司法書士 検索 広島北部司法事務所 (新訟代理権認定第524014号)(司法書士登録番号828号) 平成29年4月1日より庄原市役所前に事務所移転しました。 新住所 〒727-0012 広島県庄原市中本町一丁目8番16号 TEL0824-72-2315(要予約)

住まいの事なら何でもご相談下さい。 長岡商事株式会社 住まいの修理、新たなご提案、施工、アフターケアまで地元ならではのネットワークで、皆さまの大切なお住まいをより快適にするお手伝いをしています。 ☎ 0120-184-268 広島県庄原市是松町 5020 番地 40 TEL0824-72-0561



**人の動き（庄原市の人口）**  
令和元年5月末現在

**【住民基本台帳登録人口】**  
人口 35,181人（前年比-689人）  
男 16,738人（前年比-304人）  
女 18,443人（前年比-385人）  
世帯数 15,558世帯（前年比-122世帯）  
**【うち外国人】**人口 427人（前年比+49人）  
○庄原地域 17,891人（7,936世帯）  
○西城地域 3,351人（1,421世帯）  
○東城地域 7,589人（3,504世帯）  
○口和地域 1,964人（802世帯）  
○高野地域 1,734人（675世帯）  
○比和地域 1,332人（606世帯）  
○総領地域 1,320人（614世帯）

**市税・水道料金・下水道使用料納付は口座振替が便利です**

手続きは各金融機関の窓口をお願いします。残高確認も忘れないでください。  
●収納課 ☎0824-73-1145  
●下水道課管理係 ☎0824-73-1175  
●水道課業務係 ☎0824-73-1197

**休日診療のご案内**

6月・7月の休日診療については、次のとおりです。  
●庄原市休日診療センター  
診療日：日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）  
☎診療日 ☎0824-72-9900  
診療日以外 ☎0824-73-1155（保健医療課）  
●東城地域

7月21日(日)	日伝医院	☎08477-2-2180
28日(日)	瀬尾医院	☎08477-2-0023
8月4日(日)	三上クリニック	☎08477-2-1151
11日(日)	東城病院	☎08477-2-2150
13日(火)	こぶしの里クリニック	☎08477-2-5255
14日(水)	日伝医院	☎08477-2-2180
15日(木)	瀬尾医院	☎08477-2-0023
18日(日)	三上クリニック	☎08477-2-1151

**献血のご案内**  
☎保健医療課 ☎0824-73-1155

献血を次のとおり実施します。  
400ml 献血限定ですので、皆さんのご協力をお願いします。

実施日	会場	受付時間
8月8日(木)	JA 庄原本所	9時30分～11時
	庄原赤十字病院	12時30分～15時30分

**広報日記**  
▶7月7日、庄原子育て支援施設（庄原ひだまり広場）の落成式が行われ、いよいよ子ども未来広場の完成です！㊦

**食育コーナー**  
園児福祉課 ☎0824-73-1214

**食べることが大好きな子どもに**

高保育所では、「お腹がすくりズムのもてる子ども」「楽しく食べる子ども」「食べたいもの、好きなものが増える子ども」「一緒に食べたい人がいる子ども」「思いやりや感謝の気持ちをもつ子ども」を目標に、地域の自然や人とのふれ合いを大切に食育活動を行っています。

本年も、地域の皆さんと一緒にサツマイモの苗やトウモロコシの種を植えました。毎年声をかけていただき、子どもたちはとても喜んで畑に出かけていきます。「おじいちゃん」に植え方を教えてもらい、小さな2歳児も可愛い手で土をかけました。「大きくなってからのかな？」「どんなのができるかな？」とわくわくしながら成長を見守るのも、散歩の楽しみになっています。



“おじいちゃん”に植え方を教えています



高保育所の園児と馬場地区の“おじいちゃん”

保育所の菜園では、夏野菜がぐんぐん大きくなっています。二十日大根・キュウリ・オクラ・トマト・ピーマンなど、自分たちで植え、収穫し、素材の味を知ったり、調理して味わうことで、「食」の楽しみや大切さを感じています。「採れた野菜で何ができるかな？」と、先生や友だちと考えたり、クッキングをしたり、みんなと一緒に楽しく食べたりすることは、生涯にわたる「食を営む力」の基礎を培うことにつながります。何でもお店で売っていて、調理したおかずも沢山ある現代だからこそ、保育所では、遊びや生活の中で五感をたっぷり使って感じる事、また、手間暇をかけたり、身近な人と一緒に喜び合う体験を大切にしています。



二十日大根は、薄く切って食べると「おいしくて、ちょっとからいよ」

**田園文化センター ☎0824-72-1159**  
(歴史民俗資料館・倉田百三文学館)  
開館：10時～17時、休館：月曜（祝日開館・翌日休館）・年末年始

**民具**

庄原歴史民俗資料館の展示内容を更新しました。江戸末期・明治・大正・昭和にかけて、この地域で使われてきた生産用具や日常生活用具などの民具を中心に九つのコーナーに分けています。ここに展示している民具は、先人たちがくらしの中で培ってきた智慧や工夫によって生み出されてきたものです。

- 明かり 白熱電球や蛍光灯が普及する以前のろうそくを光源とする燭台・提灯や明治時代に普及した石油ランプなどの照明器具
- 祭る 県北各地で「とんど」などと同じ小正月の行事の一つとして行われていた「とろへい」「とらへい」で使われていたわら人形の馬や、神木や神社に祭られたわらで作られた龍など
- 郷土人形 初節句を迎える子どもたちの健やかな成長を願って贈られた三次人形などの土人形
- 使う 衣食住に関わる日常生活で使われてきた多種多様な道具
- 耕す 私たちの食生活を支えてきた米・雑穀・豆類・野菜をつくるための農具
- 計る 時刻を計る柱時計、重さを計る秤ばかりや台ばかり、体積を計る一斗升・一升升・一合升、長さを計る竹製物差し、計算をするそろばんなど
- ひく 樹木を伐採するためののこぎりはじめとするいろいろな道具と、樹木を材料とするおけ作りや指し物大工の道具（かつての県北の地域では農業に並び林業は主要産業でした。）
- 織る 養蚕と綿花栽培に関わるいろいろな道具（明治時代以降、日本の近代化の過程で輸出品の第一位と第二位を占めていた生糸と綿糸の生産は、農家にとって現金収入が得られる重要な副業でした。）
- 昔のくらしと現代のくらし 木・竹・粘土・稲わら・植物繊維などの自然素材で手作りした昔の道具は、人が手作業で使うもので、その道具を使いこなすためには加減や要領を身に付けることが必要です。それに対して現代の道具は、工場で大量生産され価格も安く、電化された道具も多く操作も簡単で、さらに最近ではコンピューターが内蔵されて全自動化された製品も多くなっています。ここでは、60年前の道具と現代の道具が比較できる展示をしています。

現代の生活は、はるかに便利で豊かになっている一方で、大量のエネルギー消費による地球温暖化や、さまざまな製品の原材料であるプラスチックの海洋流入による海洋汚染など、深刻な問題も指摘されています。環境に優しい自然素材に支えられていた昔のくらしを振り返り、現代の道具と昔の道具を比較しながら、私たちのくらしのあり方について考える一助になればと願っています。

**しょうばら九日市**

毎月9日は、しょうばら九日市 8月  
★出店者募集中！あなたのお店を開こう。  
★毎月20日が出店申込締め切りです。  
★申し込みは楽笑座内九日市事務局  
☎0824-72-8285 まで  
とき 8月9日(金) 9時～13時  
ところ 中本町・まちなか広場周辺(のぼりが目印)  
詳しくはHPで <http://kunchi-ichi.jp/information.html>

**市民ギャラリー「アート多愛夢」**  
情報BOX（西本町二丁目1番21号）

市街地の空き店舗を活用した、各種展示ができる市民ギャラリーです。

**八谷和子絵手紙作品展**  
とき 8月8日(木)～10日(土) 10時～15時  
☎庄原市文化協会事務局 ☎0824-72-5453  
商工林業課商工振興係 ☎0824-73-1178  
※展示を希望される団体(または個人)はお申し込みください。使用料は要りません。

**食彩館しょうばら**  
**ゆめさくら** ☎0824-75-4411

**7月・8月のイベント情報**  
▶ゆめさくら講座  
○草木染め教室「麻ストール」  
とき 7月29日(月)  
①9時～12時 ②13時～16時  
定員 ①②各12人  
参加費 5,000円  
▶展示・販売&イベント  
○庄原実業高校 庄実農業クラブ  
※学校で生産した農産物の販売  
とき 7月13日(土) 10時～  
8月10日(土) 10時～  
○瀬戸内海産物特選市(音戸ちりめん、珍味など)  
とき 7月13日(土)・14日(日) ※毎月開催予定

**ロビーコンサート**  
☎生涯学習課 ☎0824-73-1188

「市役所ロビーコンサート」100回達成を記念して、演奏会を開催します。

**市役所ロビーコンサート100回達成記念演奏会**  
しょうばらいいともコンサート

とき 7月28日(日) 開場13時30分 開演14時  
ところ 庄原市民会館 大ホール  
プログラム

- 【第1部 クラシック】  
ピアノ五重奏/ピアノ二重奏
- 【第2部 邦楽】  
大正琴/尺八/二胡/ピアノ/ベース/ドラム
- 【第3部 声楽・合唱】  
オペラアリア独唱・重唱/オペラ「アイダ」より凱旋の合唱
- 【第4部 ジャズポップス】  
ビッグバンド/創作ダンス「威舞希」

**入場料**  
一般前売1,000円(当日1,200円) 全席自由  
小中高校生は無料(要整理券)  
※未就学児の同伴・入場はご遠慮ください。  
※無料託児サービスをご利用ください。(要予約)

**チケット販売所**  
庄原市民会館、食彩館しょうばらゆめさくら、ジョイフル、ザ・ビッグ庄原店、ウイル西城、東城自治振興センター、道の駅たかの



11/10日

比婆いざなみ街道沿線を舞台にしたRUNイベント

エントリー受付中!!  
9月30日(月)まで



～第3回比婆いざなみ街道マラニック～

# 「いざなみミック2019」本年も開催!

秋色に染まった美しい吾妻山・実が赤く色づいたりんごの木がコースの両サイドに広がる、高野町のアップルロード、歴史が息づく鉄穴(かな)残丘や美しい棚田、古民家のある比和町三河内地区。  
古き良き里山の原風景と、庄原の味覚を楽しみながら、ピクニック気分であ走ってみませんか?



◆ 拠点会場(受付・スタート・ゴール)  
庄原市比和総合運動公園(比和町三河内3256-2)

**60kmの部**

アップダウンのある山道を中心に走る  
経験者向けのコース 7時スタート

- コース 比和総合運動公園～森脇(比和町)～アップルロード(高野町)～比和総合運動公園
- 参加資格 高校生以上で完走できる自信のある方
- 募集人員 200人
- 参加料 10,000円



**13.73(いざなみ)kmの部**

気軽に参加できる距離が魅力の  
ピクニックコース 10時スタート

- コース 比和総合運動公園～あけぼの荘～三河内～比和総合運動公園
- 参加資格 小学生以上(小中学生が参加する場合は18歳以上同伴)
- 募集人員 200人
- 参加料 3,000円、大人と子どもペア 4,500円  
小中学生1人追加ごとに2,000円

当日は、力走するランナーへ向けた、地域の皆さんのご声援をよろしくお願いします!

**申し込み方法**

- ①インターネット (RUNNET <https://runnet.jp/>) からの申し込み
  - ②申込書による直接申し込み
- ※当日のスケジュール、コース、参加賞などの詳細については、  
公式HP (<http://shobara-maranic.com/>) または「RUNNET」の大会要項をご覧ください。



**問い合わせ** 比婆いざなみ街道マラニック大会実行委員会事務局  
(事務局: いちばんづくり課いちばんづくり係 ☎0824-73-1278)

広告 遺影写真のお化粧直し・衣替え



**集配に伺います**

高い所に掛けてある額入り写真の上げ下げも、おまかせください。

**ご先祖をまとめる**



額または台紙  
各23,000円～



ご先祖さまのお名前・没歳・没年が一目でわかり、お部屋の中がスッキリ!

まずはお電話を ☎0120-981-937 **カラーセンター吉田**  
安芸高田市吉田町吉田788-1 TEL & FAX 0826-42-1655 定休日 毎週金曜日